

欧州共同体商標意匠庁、分類用語の許容性に関する共通運用について
各国商標庁との共同通知を公表

2014年2月28日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、2月20日、分類用語の許容性に関する共通運用について、各国商標庁との共同通知を公表した。本共同通知は、商標の保護を求める商品又は役務（指定商品又は指定役務）を特定するための分類用語が明確且つ正確であるかを判断する際のガイドラインを特定したものである。本共同通知は、EU加盟国及びノルウェー（オブザーバー）の商標庁と OHIM での運用に適用され、原則として2月20日から各庁で適用開始された。

2012年6月19日の IP Translator 判決において、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、「商標ハーモ指令は、十分な明確性および正確性を持って出願人が特定しようとする商標の保護が対象とする商品及び役務は、権限を有する機関及び事業者が、そのみを基礎として、商標によって与えられる保護の程度を決定可能とすることが求められていると解釈されなければならない。」と判示していた。この判決を受けて、EU加盟国の商標庁と OHIM は、分類用語が明確且つ正確であるかを判断するための共通のガイドラインを検討してきた。

本共同通知の概要は以下の通り。

- I. 商品及び役務の記述は、その保護範囲がその自然で通常の意味から理解できる場合、十分に明確且つ正確である。
- II. この保護範囲が理解できない場合は、特徴、目的及び／又は特定可能な市場部門¹等の要因を特定することによって、十分な明確性及び正確性が達成できることがある。市場部門の特定に役立つ要素として、以下のものが挙げられるが、これらに限定されない。
 - 消費者及び／又は販売チャンネル
 - 使用／製造される技術及びノウハウ
 - 使用／製造される技術的能力

例

明確・正確ではない用語	提案／有力な解決策：（調和されたデータ
-------------	---------------------

¹ 市場部門は、お互いに直接競争する類似の商品及び役務を売買する一連のビジネスを記述する。

	<u>ベースからの例)</u>
一般の金属から成る商品であって他の類に属しないもの (第 6 類)	建設用金属要素 (第 6 類)
	建築用金属材料 (第 6 類)
機械 (第 7 類)	農業用機械 (第 7 類)
	プラスチック加工用機械 (第 7 類)
	搾乳機 (第 7 類)
貴金属製品又は貴金属を被覆した商品 (第 14 類)	貴金属製造形品 (第 14 類)
紙又は厚紙製の商品 (第 16 類)	紙の濾過用材料 (第 16 類)
ゴム、グタペルカ、ガム、石綿及び雲母を材料とする商品 (第 17 類)	ゴム製リング (第 17 類)
これら[革及び人工皮革]を材料とする商品 (第 18 類)	ブリーフケース[革及び人工皮革] (第 18 類)
木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石若しくはこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品 (他の類に属するものを除く) (第20類)	プラスチックを材料とする扉の付属品 (第 20 類)
	木製の小像 (第 20 類)
修理 (第 37 類)	靴の修理 (第 37 類)
	コンピュータ・ハードウェアの修理 (第 37 類)
取付けサービス (第 37 類)	盗難警報機の取付け (第 37 類)
	ドア及び窓の取付け工事 (第 37 類)
材料処理 (第 40 類)	有害廃棄物の処理 (第 40 類)
	空気の浄化処理 (第 40 類)
個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス (第 45 類)	身元調査 (第 45 類)
	他人のための個人的買物 (第 45 類)
	養子の斡旋 (第 45 類)

- III. 用語は、多くの区分の商品及び役務の記述の一部であり得る；さらなる詳述が無くても明確且つ正確であり得る。例えば、家具 (第 20 類)、被服 (第 25 類)。保護が、異なる区分に属する商品及び役務又は特定の市場部門の特定の 카테고리について求められている場合、用語のさらなる詳述が必要となる場合がある。例え

ば、医療用特殊調度品（第 10 類）、実験室用特殊備品（第 9 類）、防護用被服（第 9 類）、手術着（第 10 類）、愛玩動物用被服（第 18 類）。

商品及び役務の特定の категорияがこのさらなる詳述を必要とするかどうかを決定するために、TMclass 等のツールが利用可能である。

なお、IP Translator 判決をふまえた既存の二つの共同通知も同日付でアップデートされ、フィンランド商標庁の最近の運用変更が反映された。

－ OHIM のプレスリリースは、以下参照 －

[Third Common Communication released](#)

－ 本共同通知は、以下参照 －

[Common Communication on the Common Practice on the Acceptability of Classification Terms \(PDF\)](#)

－ IP Translator 判決をふまえた三つの共同通知は、以下参照 －

[European Trade Mark and design Network](#)

－ IP Translator 判決についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州連合司法裁判所、商標出願における商品および役務の記載について判示（2012 年 6 月 21 日）\(PDF\)](#)

[欧州共同体商標意匠庁、IP Translator 判決の実施について各国商標庁との共同通知を公表（2013 年 5 月 7 日）\(PDF\)](#)

[欧州共同体商標意匠庁、ニース分類の類見出しの一般的表示の共通運用について各国商標庁との共同通知を公表（2013 年 11 月 22 日）\(PDF\)](#)

(以上)